

近代国際法学におけるホッブズ

Thomas Hobbes and the Modern Law of Nations

明石 欽司*

目 次

- はじめに
- I. ホッブズに対する国際法史上の伝統的評価の背景
 - II. 国家間関係と「修正された永続的自然状態」
 - III. 国家間関係における規範の存在契機と近代国際法規範
むすびにかえて ホッブズの理論と近代国際法学の関連

はじめに

本稿は、トマス＝ホッブズ (Thomas Hobbes: 1588-1679) の諸著作^{注1}において提示されている国家・政治・法理論が有し得る近代国際法史上の意義を再考することを直接の目的としている。

このような目的を掲げることには、ホッブズに対して為されてきた一般的評価との関連で若干の反論が予想される。その反論の一つは、ホッブズの関連諸著作が専ら国内問題を扱っているという解釈に基づき、国家間関係を規律する原理や法規範にまで拡張して彼の所論を検討することは妥当ではないとするものである。^{注2}また、この反論にホッブズの法概念（「法」(law: *lex*) とは「忠告 (counsel) ではなく、命令 (command)」であり、「従順を義務付けら

注1 本稿で参照したホッブズの著作は、全て Sir W. Molesworth (ed.), *The English Works of Thomas Hobbes of Malmesbury*, 11 vols (London, 1839-45) (以下“EW”とする。) 所収の英語版である。引用を行う場合、それらは全て拙訳による。(引用文中の [] 内は明石による。) また、各々の著作の表題と略称 (本文中は邦語を、註では原語を使用する。) は以下の通りとし、註においてはその略称と引用・参照頁のみを記する。

De cive; Philosophical Rudiments concerning Government and Society (1642), EW, Vol.II (London, 1841) 『市民論』
Leviathan; Leviathan, or the Matter, Forme, & Power of a Common-Wealth Ecclesiasticall and Civill (1651), EW, Vol.III (London, 1839) 『リヴァイアサン』

Elements; De corpore politico, or the Elements of Law, Moral and Politic (1655), EW, Vol.IV (London, 1840) 『法原理』

尚、EW所収の他の著作、例えば、*Behemoth; The History of the Causes of the Civil Wars of England* (1688), EW, Vol. VI (London, 1840) や *A Dialogue between a Philosopher and a Student of the Common Laws*, EW, Vol.VI (London, 1840) (この著作の執筆時期は確定されていない。ポストマは1660年代の中葉から後半に執筆されたと推定し (G.J.Postema, *Bentham and the Common Law Tradition* (Oxford, 1986), p.46.)、タックは「多分1666年」(R. Tuck, *Hobbes* (Oxford, New York, 1989), p.34.)とする。) もホッブズの法及び国家理論に深く関わるが、本稿の主題に直接関わる部分はないものと思われるため、本稿では言及していない。

注2 例えば、フェアドロスは、ホッブズの理性的自然法は国家のみを基礎付けたとする。A. Verdross, *Abendländische Rechtsphilosophie* (Wien, 1963), S.119.

*AKASHI, Kinji [情報文化学科]

れた者に向かって命令を与える者の命令」である。¹¹³⁾を結び付けることによって、国際法の存在を否定することも可能である。即ち、共通の主権的存在や立法機関を有しない諸国家間の関係において法は存在しないのであるから、主権的国家間の関係を律する法規範としての国際法の存在をホブズの理論の枠内で論ずることは不可能となるのである。¹¹⁴⁾実際に、これまでの国際法史研究においてホブズの理論は殆ど無視されている。また、僅かながらでもホブズの所論を考察している著作における彼の評価は、「国際法の否定者」という点ではほぼ一致している。¹¹⁵⁾

しかし、ホブズは国家間関係についての考察を全く行わなかったのであろうか。そして、彼の理論は本当に国際法を「否定」したのであろうか。これらの点について、筆者は一般的に受容されている見解とは異なる見解を有している。何故ならば、本稿で以下に引用・言及されている記述からも理解される通り、ホブズは国家間関係について完全に沈黙しているわけではなく、特に、「諸コモン=ウェルス」に適用される規範についても触れている¹¹⁶⁾ことは無視できないからである。勿論、ホブズの断片的記述に依拠することによって、近代国際法に関する彼の認識を包括的に論じ得るなどと主張することは不可能である。しかし、彼の思考の中に国家間関係を律する何らかの法概念が存在したことは理解されるのであって、それを手掛かりとして彼の議論と近代国際法理論の関係を論ずることは可能であろう。

注3 *De cive*, 182-3.殆ど同一の記述は*Leviathan*, 251に登場する。更に、*Leviathan*, 561を見よ。但し、例えば、*Leviathan*, 316では、聖俗各界の主人が各臣民に対して「彼等の命令が法として遵守されることを望む」としており、若干表現は弱められることがある。

注4 例えば、ダントレーヴは、ホブズが「法をもっぱら命令であると定義したために、国際法の本質を理解する可能性から自らを引き離してしまったばかりか、法的制度の概念のみならず法の概念をも貧弱なものにしてしまった」とする。ダントレーヴ(石上良平訳)『国家とは何か』(みすず書房、1972年)136頁。

注5 国際法史に関する現在の標準的概説書におけるホブズ評価は、この点で概ね一致している。A. Nussbaum, *Concise History of the Law of Nations* (revised ed., New York, 1954), pp.144-6; W. G. Grewe, *Epochen der Völkerrechtsgeschichte* (Baden-Baden, 1984), S.408-11; C. G. Roelofsens, "De periode 1450-1713", in A. C. G. M. Eyffinger, (red.), *Compendium volkenrechtsgeschiedenis* (2e druk, Deventer, 1991), pp.104-6; K. H. Ziegler, *Völkerrechtsgeschichte* (München, 1994), S.194; A. Truyol Y Serra, *Histoire du droit international public* (Paris, 1995), pp.81-2. (E. Reibstein, *Völkerrecht: Eine Geschichte seiner Ideen in Lehre und Praxis*, Bd. I (München, 1957)は実質的にホブズを無視している。) 更に、L. Oppenheim, *International Law: A Treatise*, 8th ed. vol.I (H. Lauterpacht (ed.)) (London, New York, Toronto, 1955), pp.7 and 95; Ch. De Visscher, *Théories et réalités en droit international public* (3e éd., Paris, 1955), pp.29-30等の国際法概説書においてもホブズは「国際法の否定者」とされている。但し、後述の如く、ヌスパオム、グレーヴェ及びルーロフセンは斯かる評価に止まらず、積極的なホブズ評価にも言及しているは注意を要する。

注6 *Leviathan*, 342.

1. ホッブズに対する国際法史上の伝統的評価の背景

ホッブズにおける「国際関係」や「国際法」(the law of nations)^{注7}の意義を考察する際に最大の障害となるのは、彼の諸理論が個人間の「自然状態」、国家の設立、国家内の主権者と臣民の関係等々を主題としており、設立された複数の国家間に関する議論が少ないという点である。このように「国内問題」(国家の設立を含む。)を「国際問題」に優先させるといふホッブズの態度は、幾つかの理由により説明され得る。そして、それらは彼が置かれていた歴史的状況に由来する理由と彼の理論から当然に導き出されるものに大別される。

まず、前者については、ホッブズ自身がピューリタン革命等の国内的動乱を経験する中で、国内的平和の維持の重要性が痛感されていたと考えられることが挙げられる。特に、彼の時代における(欧州の)戦争が全面戦争の形態をとらなかった点を考慮すれば、^{注8}各々の戦争に巻き込まれる単位人口当たりの犠牲者数は国家間の「自然状態」の方が少ないという判断は合理的と言えるであろう。^{注9}そしてその結果として、先ずは国家の設立を含む国内の諸問題の解決が目指されたと考えられるのである。^{注10}

また、ホッブズ自身が置かれた政治的立場への配慮があったことも挙げられ得る。諸個人間における国家の設立を論じたのと同様の議論を国家間関係について展開すれば、それは何らかの超国家的存在に権威を付与することになるであろう。当時のそのような存在はローマ教皇と神聖ローマ皇帝であった。しかし、英国は宗教的には英国教会を奉ずるため、同国臣民は教皇の権威を認めることはできない。また、皇帝はスペイン国王が兼ねており、テューダー朝及びステュアート朝支配下の英国臣民はこれを支持することはできない。しかも、ホッブズはテューダー家に連なる名門の保護下にあったのである。結局、聖俗両界の超国家的権威を認めるものと誤解されかねない見解を提示することが政治的に危険であるとホッブズが

注7 現在我々が使用する「国際法」に最も近い概念を表示する文言としてホッブズが使用しているものはthe law of nations (ラテン語版では*jus gentium*)である。勿論、両者の内実は同一ではないし、訳語としてはむしろ「諸国民間の法」或いは場合により「ユース・ゲンティウム」の方が適切であるとも思われる。しかし、本稿では用語統一のため「国際法」を用い、適宜原語を書き添えることとする。

注8 17世紀の戦争については、差し当たり次の文献を参照せよ。M. Howard, *War in European History* (Oxford, New York, 1976), pp.38-53 and R. L. O'Donnell, *Of Arms and Men: A History of War, Weapons, and Aggression* (Oxford, 1989), *passim*.

注9 人間対人間の「自然状態」の国家対国家の「自然状態」に対する優越という解釈については、次の文献も参照せよ。G.S.Kavka, "Hobbes's War of All against All", *Ethics*, vol.93 (1983), pp.305-6.

注10 現在においてさえも、仮に、我々が国内的平和の維持と国際的平和の維持の何れかを選択すべき状況に置かれるならば、前者を優先することが合理的であろう。See, H.Bull, "Hobbes and the International Anarchy", *Social Research*, vol.48 (1981), p.728.

考えても不思議ではなかったのである。^{注11}

次に、後者についてであるが、それらの理由は主として彼の「自然状態」の理論に由来する。先ず、人間の間には存在する自然的（肉体的・能力的）差異と国家間のそれとの違いを考慮すれば、相対的に差異の小さい人間対人間の関係（自然状態）においての方が暴力が用いられ易いため、「国内問題」が優先されざるを得ないと判断される。^{注12}また、ホブズは「彼等〔主権者〕はそうする〔戦争に常に備える〕ことによって、彼等の臣民の勤労を維持しているのであるから、個々人の自由に伴う悲惨は、そこからは生じない」^{注13}としている。つまり、国家が戦争（自然状態）に備えることは、国民にとっても実際の利益を伴うのである。これらのことから、国家間の自然状態がもたらすであろう害悪は人間対人間の自然状態における害悪よりも軽減されたものであるとホブズが判断していたことが理解される。^{注14}勿論、人間間の自然状態は飽くまでも抽象的且つ観念的な仮説的状态^{注15}であり、その悲惨さは想像の産物でしかあり得ない。^{注16}しかし、国内問題を国際問題に優先させるという彼の判断は妥当なものであったのである。^{注17}

この様にして、ホブズが国内問題を国際問題に優先させたことの背景は理解される。そしてそれは国家間関係に関するホブズの所論についての理解を著しく困難なものとするのである。この点をホブズの理論において重要な契機となる「自己保存」に当てはめて言うならば、それが飽くまでも人間の自己保存の問題として考察され、国家の対内的安全に比重が置かれることになるため、対外的安全についてはさほど問題とされないという結果になる。或る論者の言葉を借りるならば、「国内の平和と安全をもたらすためにホブズが勧告した特

注11 See, R. A. Grover, "Hobbes and the Concept of International law" in T. Airaksinen and M. A. Bertman (eds.), *Hobbes: War among Nations* (Aldershot, Hong Kong, etc., 1989), p.80.

注12 後述30-1頁及び注39を見よ。また、実際に蟻と象ほども地理的・経済的・軍事的に差異が存在する様な国家間の関係においては、ただ服従のみが存在することとなり、戦争は発生しないであろう。

注13 *Leviathan*, 115.

注14 Grover, *op.cit.*, p.88も同旨。

注15 ホブズは、「万人の万人に対する戦争」としての「自然状態」を前提として国家構成原理を展開することことを主目的とし、実際に人間の「自然状態」は如何なるものであり、人間がどのように暮らしていたかを記述することは問題とはしなかったのである。

注16 ホブズは、「[人間対人間の]戦争時代又は戦争状態は絶対存在しなかったとも考えられ得る」と譲歩し、或いは「全世界にわたって一般的にその様な状態が絶対存在しなかったと信じている」とさえ述べている。*Leviathan*, 114.

注17 更に、「国際関係」よりも「国内関係」に関する議論を優先するというホブズの論述は、彼が採った演繹的方法からの影響であったとも考えられる。即ち、彼が抽象的・観念的命題（「自然状態」）から議論を開始し、そこから演繹される国家の構成に至るまでは、主権者と臣民という現実に存在する諸関係との整合性を維持することは可能であったが、そこから更に、国家間関係まで一貫した理論を現実との整合性を確保しながら展開することは不可能であったのではあるまいか。See, C. Navari, "Hobbes and the 'Hobbesian Tradition' in International Thought", *Millennium: Journal of International Studies*, vol.11 (1982), pp.212-3.

別な解決策」、更には「万能のリヴァイアサン（国家）の設立」が「国際の平和及び安全保障の達成をより困難にしている」のである。¹¹⁸

しかしながら、国家間関係及びそこに妥当する規範に関する理論がホッブズの議論の中で全く無視されているのではない。この点については、後に改めて論ずることとし、ここで我々が確認すべきことは、この様に国内問題を国家間関係に優先させるという判断を支えるホッブズの認識である。即ち、この判断は、一国内の諸関係と国家間のそれとの本質的相違をホッブズが認識していたことを反映していると解されるのである。そこで以下では、ホッブズが国家間関係について言及した部分を挙げながら、両者の相違を「自然状態」の在り方の相違を検討することを通じて示すこととしたい。

II. 国家間関係と「修正された永続的自然状態」

ホッブズは国家間関係をどのようなものとして認識していたのであろうか。この問題に深く関連するのは、「市民政府（civil government）を有しない人々に、相互に何を為し、何を回避すべきかを命ずる法と同一の法が、諸コモン＝ウェルスに」「同一のことを命ずる」と主張されている一節である。¹¹⁹ここでは国家間においても人間同士の場合と同様に自然法が適用されることが示されており、従って、国家間の関係は人間対人間の関係におけると同様に「自然状態」（*bellum omnium gentium contra omnes gentes*）と看做されていると解される。そして、この様な解釈が一般的に受容されてきているものと思われる。¹²⁰しかし、この解釈に対しては、差し当たり二つの疑問が提起される。一つは、ホッブズの時代にあっても国家間の戦争が常時継続していたわけではなく、彼の前提は歴史的・経験的事実に反することになるのではないか、という疑問である。他の一つは、個人間の「自然状態」と国家間のそれとが同一のものなのかという疑問である。

前者に関しては、ホッブズが、『法原理』において「戦争」とは「力により争うという意思及び主張が、言葉又は行為によって十分に公表されている（declared）期間」であり、「戦争ではない期間」が「平和」であるとし、¹²¹また『リヴァイアサン』において「戦争」は「戦闘

注18 Bull, *op.cit.*, p.718.

注19 *Leviathan*, 342.

注20 See, e.g., Kavka, *op.cit.*, p.305.

注21 *Elements*, 84.

や闘争行為にのみ存するのではなく、戦闘による闘争の意思が十分に知られている期間にも存する」ⁱⁱ²²としていることが注目される。ここではホッブズに所謂「冷戦」の認識があり、これについても国家間の「戦争状態」(自然状態)に含めていると解される。ⁱⁱ²³これにより、国家間関係を「自然状態」とすることと歴史的・経験的事実との齟齬は解消され、抽象的観念として国家間関係を自然状態とすることには問題はないことになる。

次に、後者の疑問についてであるが、これに関連して注目されるのが、『リヴァイアサン』におけるホッブズの次の言葉である。「主権者の職務は」「彼がそのために主権的権力を信託された目標に存」し、それは即ち、「人民 (people) の安全の獲得であって、彼は自然法によってそれへ義務付けられ」る。ⁱⁱ²⁴また、『法原理』及び『市民論』では、「人民の福祉は最高の法」(*salus populi, suprema lex*) が主権者に上位する法として挙げられ、「それは単なる人民の生命の維持」ではなく「彼等の利益と善の保全」と理解されるべきであるとされ、ⁱⁱ²⁵この規則に対する違反は、自然法の侵害を構成するとされている。ⁱⁱ²⁶つまり、ホッブズが構想する主権者は、臣民に対して絶対的権力を持つものではなく、ⁱⁱ²⁷彼等の安全を確保する「義務」を負うのである。これを、各人が自然状態において自己を防衛する「権利」を持つことに対比すれば、人間の自然状態と国家間のそれとでは相違が生ずることが予測されるのである。ⁱⁱ²⁸

ホッブズの言明をまつまでもなく、国家間の関係が(冷戦を含む)戦争状態であるとしても、国家の設立以後、主権者は国家の維持のために、国家設立以前の個人間の自然状態においてとは異なる実際上の考慮を払わなければならないであろう。何故ならば、主権者は自己の権力基盤としての自国民の意思を考慮せざるを得ないため、自然人の間で展開される様な闘争を国家間で自己の自由意思によってのみ継続的に遂行することは不可能となるからである。特に、ホッブズの論理に従えば、自国民を戦争に動員せねばならないときには、自己保

注22 *Leviathan*, 113.

注23 更にここでは、恒常的な国家関係の考察を行おうとする意思があることが表明されている。D. Gauthier, *The Logic of Leviathan* (Oxford, 1969), p.207.

注24 *Leviathan*, 322. See also, *Leviathan*, 157.

注25 *Elements*, 213-4; *De cive*, 166.

注26 *De cive*, 167.

注27 H. Warrender, "Hobbes and Macroethics: The Theory of Peace and Natural Justice", in C. Walton and P. J. Johnson (eds.), *Hobbes's 'Science of Natural Justice'* (Dordrecht, 1987), p.299; I. C. Hungerland, "Hobbes and the Concept of World Government", in T. Airaksinen and M. A. Bertman (eds.), *Hobbes: War among Nations* (Aldershot, Hong Kong, etc., 1989), p.48も同旨である。またエーリヒ=カッシーラーは、ホッブズは国家権力を擁護したものの、そこでの国家権力の絶対性は法的義務及び根本規範(Grundsätze)に拘束されている旨を論じている。Erich Cassirer, *Natur- und Völkerrecht im Lichte der Geschichte und der systematischen Philosophie* (Berlin, 1919), S.142.

注28 See, T. L. Lott, "Hobbes on International Relations", in T. Airaksinen and M. A. Bertman (eds.), *Hobbes: War among Nations* (Aldershot, Hong Kong, etc., 1989), p.96.

存権を根拠とする国民の側からの抵抗権行使の可能性^{注29}が存在するために、国民感情への配慮は、国内政策よりも外交政策の遂行においての方がより重要かつ困難となることが予測される。^{注30}これらの事情により、「自然状態」と観念される国家間関係において実際に武力を行使する際には、(法的にはともかく)合理的判断の問題として、国際的にも国内的にも国家の裁量に対して大幅な制約が課されることになるであろう。^{注31}

この様にして、国家として存在するために、個人間の自然状態とは異なる自然状態(「修正された自然状態」)^{注32}に諸国家は置かれることになる。そしてこの修正された自然状態は、個人間の自然状態が諸個人の自己保存を理由とする国家設立によりいずれは消滅するものであるのに対して、永続性を持つ点でも特徴的である。この点について、我々はホッブズの論述の二つの側面から理解することができる。

第一の側面は、ホッブズの「キリスト教共同体」(*Respublica Christiana*)に関する次の一節との関連で見出されるものである。

ホッブズは、ベラルミーネ枢機卿(Cardinal Bellarmine)が説く「王と法王、聖職者と世俗人は、ただ一つのコモン=ウェルス、即ち、ただ一つの教会を形成する」とする考え方に対して反論する中で、次の様に述べている。「フランスが一つのコモン=ウェルスであり、スペイン、ヴェネツィア等々もまたそうであることは明白」である。そして、「それらはキリスト教徒からなる。」従って、それらは「キリスト教徒の各々別個の団体であって、言わば別個の教会なのである。」そして、「彼等の各々の主権者が彼等を代表」する。斯かる代表を教会は「地上においては有しないのである。」^{注33}

この議論においては先ず、ホッブズが「キリスト教共同体」という様な世界観からは既に解き放たれており、またコンフェッショナルな対立からも自由な思考を展開していることが

注29 ホッブズが人民の抵抗権を容認していたか否かは、彼の論述の両義性(例えば、*Leviathan*, 160-1, 163, 312-3では抵抗権は否定され、*Leviathan*, 203, 208, 321-2では肯定されていると解される。)故に確定は困難である。しかし、何れにしろ、彼の論述が君主の絶対的権力を単純に擁護し、従って抵抗権も否定した、とすることできない。

注30 See, M. C. Williams, "Hobbes and International Relations: A Reconsideration", *International Organization*, vol.50 (1996), p.223.

注31 *Ibid*, p.221も同旨。

注32 フォーサイスは一般論としてホッブズの「自然状態」を「純粋な」(bare)自然状態と「自然法により修正された」(modified by the laws of nature)自然状態に分類している。M. Forsyth, "Thomas Hobbes and the External Relations of States", *British Journal of International Studies*, vol.5 (1979), pp.207-9.

注33 *Leviathan*, 575-6.

看取される。^{注34}この「キリスト教共同体」思想からの解放^{注35}という点は、この箇所のみならず、キリスト教を奉ずる諸都市が単一の教会の如き存在を構成するのではなく、飽くまでも個別都市として分立しているとの認識を示している箇所にも示されている。^{注36}そこでは普遍的教会を「超自然的組織体」(one mystical body)としており、その非現実性が認識されているものと思われるのである。

しかし、これらの議論から看取されるより一層重要なことは、彼が現実には存在する複数の主権国家を肯定的に捉えているという事実である。この点で、彼が一国による(ヨーロッパ)世界の統一を予想していたとは考え難い。勿論、理論的には彼が斯かる現象の出現の可能性を認めているようにも思われる。何故ならば、「主権的権力」(sovereign power)の獲得に関する議論においてホッブズは、他人と協定し、自発的に服従する場合(「設立によるコモン=ウェルス」(Common-Wealth by institution))と同時に、戦争による征服や親子関係の如く「自然的な力」による場合(「獲得によるコモン=ウェルス」(Common-Wealth by acquisition))の二つを認めており、^{注37}この二つの方式の何れか一方又は両方を通じて、最終的に世界が或る国家の主権の下に統合される可能性は理論上存在するからである。^{注38}しかし、次に述べられる理由から、ホッブズは斯かる可能性を認めていないものと考えられるのである。

先ず、後者即ち「獲得によるコモン=ウェルス」の拡大、より具体的には、或る一国が他国の征服を繰り返し、「世界帝国」或いは「超リヴァイアサン」が出現する場合についてである。ホッブズは、「自然状態」に関する議論において、自然は人間を精神的及び肉体的能力において極めて平等に創造しており、「最弱者ですら最強者を殺すに足る力を持っている」^{注39}との前提に立って論述を進めている。斯かる前提は、人間対人間の関係については妥当するものと思われるが、国家間の関係(それもまた「自然状態」であるが)においては(特に、核兵器の発明以前には)維持し難いであろう。何故ならば、通常の戦争においては一撃で国家

注34 この点については、次の文献を参照せよ。Erich Cassirer, *Natur-und Völkerrecht im Lichte der Geschichte und der systematischen Philosophie* (Berlin, 1919), S.148-51.

注35 コーイマンズは、キリスト教共同体 (*Respublica Christiana*) 或いは人類社会 (*societas humana*) といった「共同体」観念がホッブズに始まる原子論的国際社会観により放逐されたとしている。P. H. Kooijmans, *The Doctrine of the Legal Equality of States* (Leiden, 1964), p.75.

注36 *Leviathan*, 278-80.

注37 *Leviathan*, 159.

注38 尚、「設立によるコモン=ウェルス」は民主制の原理(人工的国家)と、「獲得によるコモン=ウェルス」は君主制の原理(自然的国家)と、各々結合する。これら全く異なる政治原理のホッブズにおける結合に関しては次の文献を参照せよ。レオ=シュトラウス(染谷・谷・飯島訳)『ホッブズの政治学』(みすず書房、1990年)、88-92頁。

を如何なる意味においても「死滅」させることは不可能であろうし、事実近代以降その様な戦争は遂行されていないからである。従って、国家の「死滅」としての征服は行われ得ない。また、「死滅」に至らない程度の征服戦争では、常に何らかのかたちでの再戦（又は民族解放闘争）の可能性が存在し、征服国家の恒久的安定は望み得ず、安定した「超リヴァイアサン」には至り得ないであろう。

次に、「設立によるコモン＝ウェルス」の場合について検討してみたい。ホッブズの社会契約論が個人の自己保存権に基づくものであり、「自然状態」から脱して「リヴァイアサン」を設立する目的は国民（臣民）の「安全」にある。そして、各「リヴァイアサン」間の関係も個人間と同様「自然状態」であるとするならば、国家間の「社会契約」によって「超リヴァイアサン」は設立可能なのではないかとも思われる。だが、ここでも「獲得によるコモン＝ウェルス」と同様、人間の場合と国家の場合における能力の差を根拠として、ホッブズは斯かる可能性を認めなかったものと考えられる。つまり、人間と国家では能力の均一性（より正確に言えば、攻撃に対する脆弱性）における決定的差異が存在するために、人間が「自然状態」において「社会契約」へと自ら進む必然性があるのに対して、国家ではその様な「契約」を為す必然性が存在しないのである。⁴⁰

従って、「設立によるコモン＝ウェルス」として諸国家により形成される「超リヴァイアサン」もホッブズは否定しており、結局、何れの方式を採っても「超リヴァイアサン」は設立され得ないのである。それゆえ、人間の場合と異なり、主権国家の併存状況は維持され続けるとホッブズは考えていたとすることが妥当であろう。

この様にして、文言としては同一の「自然状態」であっても、個人間に存在するものと国家間のそれとは、（国家として存続する必要により）異なったものとならざるを得ない。即ち、国家間の自然状態は「修正された永続的自然状態」となるのである。それでは、そこに適用可能な規範はどの様なものなのであろうか。

注40 以上のことはまた、ホッブズが置かれていた時代状況からも推察され得る。即ち、イングランド国内においても内乱を経験する中で、国家が大きくなればなるだけ全体の統一的支配がより困難になることは彼には明らかであったと考えられるのである。（同様の認識は約1世紀を経たルソーにおいても見られる。国家の適正な大きさについての彼の議論（J.-J. Rousseau, *Du contrat social*, II, ix et x.）を見よ。）更に、当時の国家間関係にあっては自然的・地理的条件がどれほど大きく国家の在り方や、戦争の手段を規定していたかも勘案すべきであろう。

III. 国家間関係における規範の存在契機と近代国際法規範

「自然法」と「国際法」(the law of nations) の関係について、ホブズは『市民論』において次の如く説明している。即ち、国家はそれが設立されたときに各自然人と同様の人的資格を得る故に、自然人について論ずる際に我々が自然法と称する法は、国家(民族)全体に適用される際に「国際法」と称されるのである。^{注41}また、『リヴァイアサン』においてはより明確に「国際法と自然法は同一物」と断言されている。^{注42}同様に、『法原理』では、コモン＝ウェルス設立以前の人間対人間の関係における自然法が、設立後の主権者間の国際法である旨が述べられている。^{注43}これらの論述から我々は二つの疑問を提起することが可能である。一つは、個人間の自然法と人格化された国家間の自然法を「同一物」とすることが可能であるのかという疑問である。他の一つは、国家間関係を律する規範は自然法のみであるのかという疑問である。

第一の疑問について考察を進めるに当たり、先ず、ホブズの「自然法」の観念について述べておく必要があろう。『市民論』において、自然法(the law of nature)とは「生命と構成員の恒常的維持のために為されるべきことと為されざるべきことに精通した正しき理性の命令」とされ、^{注44}また『法原理』においては、それは「理性」以外のものではなく、「自然法の規則」とは「平和が獲得され得る場合には平和への道を、それが不可能な場合には防衛を、我々に宣言するもの」以外の何ものでもないともされている。^{注45}また、『リヴァイアサン』においては、自然法(a law of nature, *lex naturalis*)は「理性により発見される戒律または一般規則」であり、人間に自己保存を命ずる法であるとされている。^{注46}

この自然法に関する一般的観念は人格化された国家に対しても適用可能ではあろう。しかし、既に論じた様に、諸国家間の関係が「修正された永続的自然状態」であることから、自然法もまた修正されることになるであろう。それではこの諸国家間に適用される自然法の具体的内容は何なのであろうか。

この点についてホブズは論じていない様に思われる。そもそも、『リヴァイアサン』にお

注41 *De cive*, 186-7.但し、この“the law of nations”は通俗的には“the right of nations”とも称されている、とホブズは付言する。また、この一節では“cities”と“nations”が殆ど互換的に使用されている。

注42 *Leviathan*, 342.

注43 *Elements*, 228.

注44 *De cive*, 16.

注45 *Elements*, 87.

注46 *Leviathan*, 116-7.この概念に基づいて『市民論』では20箇条の、『リヴァイアサン』では19箇条の自然法の具体的規則が論じられるのである。See, *De cive*, 16-44 and *Leviathan*, 117-47.

いて示されている通り、彼にとって自然法とは、「人が法という名で呼んだものではあるが、しかし適当ではなかった」ものなのである。「何故ならば、それらの指示は、何が自己の保存と防衛に役立つかに関する、結論又は定理」なのであり、「正しい意味における法とは、権利に基づいて他者を支配する者の言葉だからである。」^{注47}そして、この見解は『市民論』^{注48}及び『法原理』^{注49}においても一貫して示されており、^{注50}通常の「法」と「自然法」は各々が「命令」であるか否かという点で決定的に異なり、「自然法」は本来の意味で「法」とは呼ばれ得ないことになる。^{注51}こうして、彼は自然法を「法」とすることは不適當であるとする故に、「国際法と自然法は同一物」という論理の枠内では、国際法もまた適切に「法」とは呼ばれ得ないことになる。^{注52}また、「法」を主権者の命令と看做す彼の理論においては、国家間関係において国家に優越する「主権者」が存在しない以上「国際法」は存在し得ない。^{注53}そして、これらの論理にのみ従うならば、ホッブズに対する伝統的評価（「国際法の否定者」）^{注54}は正当なものと思われるのである。

しかしながら、既に指摘した通り、一国内の諸関係と国家間の諸関係は異なるとの認識がホッブズにはあり、また、「自然状態」も個人間と国家間では異なる。それゆえ、個人間に妥当する「自然法」の概念をそのまま国際法に結び付けることによって、後者を前者と同様に法ではないとすることには疑義が存在する。実際には、この点についてホッブズが論じて

注47 *Leviathan*, 147.

注48 *De cive*, 49-50.

注49 *Elements*, 109.

注50 更に、通常の「法」と「自然法」の相違は、ホッブズが万人の万人に対する戦争においては「正と邪」「正義と不正義」の観念は存在しないとし、「共通の権力がないところに法はなく、法のないところに不正義はない」(*Leviathan*, 115.) としている箇所からも読み取れる。彼の言わんとするところは明らかである。即ち、自然状態において法（実定法）は存在しないのである。See, Bull, *op. cit.*, p.722.

注51 しかし、ホッブズが「法」と「非法」を明確に二分し、「命令」以外の規範の法的性質を全否定しているとする点には疑問が存在する。何故ならば、ホッブズは自然法上の規則を論ずる中で、それは正しくは法とは呼ばれ得ないとしながらも、「しかし、われわれが同じ定理を、権利に基づいて全てのものごとを支配する神の言葉の中に述べられたものと看做すならば、その場合には、それは法と呼ばれることが適当である」としており、主権者の命令と神の命令を共に「法」としているからである。（*Leviathan*, 147. 同様の見解は、次の箇所にも登場する。*De cive*, 50; *Elements*, 109.）しかも、自然法は、各人の最終目的である自己保存の達成のために、各人が同一の条件において為さねばならないことであるという意味において必要的且つ一般的な規範であるという点で、単なる「勧告」とは考えられないのである。（See, D. Gauthier, "Thomas Hobbes: Moral Theorist", *Journal of Philosophy*, vol.79 (1979), p.552. ホッブズの自然法概念に関しては、更に、三島淑臣『法思想史』（青林書院新社、1980年）222-5頁を参照せよ。）実際に、ホッブズの政治理論における自然法の決定的重要性を指摘する者は多い。（例えば、J. W. N. ウトキンス（田中・高野訳）『ホッブズ その思想体系』（未来社、1988年）139頁以下を見よ。）斯かる重要な概念に対して法規範性を全く認めないホッブズが考えていたとは考え難い。

注52 See, B. Wilms, "World-State or State-World: Thomas Hobbes and the Law of Nations", in T. Airaksinen and M. A. Bertman (eds.), *Hobbes: War among Nations* (Aldershot, Hong Kong, etc., 1989), p.138.

注53 ホッブズは主権者の上に法 (laws) を置くことは新たな主権者を創出することであるとしている。*Leviathan*, 212-3.

注54 上述「序論」及び註(5)を見よ。

いる箇所は見出されず、上述の解釈により「国際法の否定者」という評価が下されているに過ぎないものと思われる。

それでは、「修正された永続的自然状態」における自然法と個人間のそれとは如何なる相違を示すのであろうか。その一部（それは中核部分をなすと考えられる）は、既に触れた、「人民の安全の獲得」^{注55}であろう。しかし、その様な具体的規範内容よりも重視すべきことは、両者の自然法の規範としての性質の違いである。

国家間関係自体は戦争状態であることから、この自然法は国家の戦争の権利 (*jus belli*) を廃棄するものではない。しかしそれでも、国家間においても「自己保存」のための自然法が妥当するとホブズは考えており、自然法遵守の結果は諸国家間の一定の平和状態である筈である。しかも、主権者が臣民の安全のために存在する以上、国家間の自然状態においては「自己保存」のための自然法遵守の可能性は、人間対人間の自然状態におけるよりも高いであろう。^{注56}つまり、「修正された永続的自然状態」において、諸国家は並存し続け、その状況の中で一定の平和（それが「冷戦」であっても）を達成するために、自然法は個人間の自然状態におけるよりも大きな有効性を有する規範であり得るのである。

次に、第二の疑問、即ち、自然法以外の規範の国家間関係への適用可能性についての考察に進みたい。ここでは先ず、国家間関係における方が個人間におけるよりも法規範の生成がより容易であると考えられることが指摘されるべきであろう。その理由は、次の点に求められる。

国家間の関係を国家設立以前の個人間におけると同様に「戦争状態」であると想定した場合であっても（「戦争状態」でなければ、国家間の諸関係が現実に存在する限り、それを律する規範はより一層容易に生ずるであろう。）、国家の「死」というものは単に象徴的なものであって、人間の場合の如く物理的消滅とは考えられない。そうであるとすれば、敗戦は国家の「死滅」を意味するのではなく、再戦の可能性が常に存在する。そのため、国家間で戦争に関わる規則が発生し易いと考えられるのである。^{注57}また逆に、国家間における相互的な「自然権の行使」が自国の「破滅」（国家にとって「死滅」が象徴的なものでしかないにしろ）をもたらしかねないという予測に基づく困惑・不安（自然権行使の自己矛盾）の自覚は、国家（主権者）をして国家相互間での規範の形成に向かわしめるとも考えられる。つまり、主権者

注55 See, *Leviathan*, 322 and *Elements*, 213-4.

注56 国家間の自然状態における自然法遵守の可能性については次の文献を見よ。S. Hoffmann, *The State of War* (London, 1965), pp.60-1.

注57 この点に関しては次の文献においても論じられている。R. J. Vincent, "The Hobbesian Tradition in Twentieth Century International Thought", *Millennium: Journal of International Studies*, vol.10 (1981), pp.94-5.

が国家の「死滅」を現実的なものと感ずるか否かに拘らず、国家間関係においては、自然状態における個人間の関係におけるよりも、規範が発生し易いこととなるのである。ⁱ¹⁵⁸

また、強制機関が存在しないままに人格化された諸国家が並存する状態にあっては、設定される規範の相互遵守を各国は期待し、またそこに利益を見出すであろう。『リヴァイアサン』においては、統一された権威に服さない諸国家が相互に結ぶ同盟 (league) の合法性と便益について論じられており、ⁱ¹⁵⁹ ホッブズも諸国家の相互協力によりもたらされる利益を認識している。そしてこの利益の相互性の認識こそが、上位者を認めない主権国家間の関係を律する近代国際法にとって、その存在のための重要な契機となるであろう。ⁱ¹⁶⁰

以上の様にホッブズが構想する国家間関係の特質により、そこには「修正された永続的自然状態」に自然法が適用されるのみならず、当該自然法上の義務としての国民の平和（自己保存）ⁱ¹⁶¹ に応ずる規範が発生することになる。従って、国家間関係には、第一に先験的規範としての自然法が適用され、そこから更に、別個の（経験的）規範が発生することが予測されるのである。それでは、それらはどのような規範であろうか。

ホッブズの構想に従えば、諸国家間の関係は自然状態である。この国家間の自然状態の承認は事実上の国家の差異を超越したものであるため、「国家平等の原則」の観念へと結び付くであろう。ⁱ¹⁶² 更に、自然法が個人に自己保存を命ずると同様、国家設立の目的が国民の「平和と防衛」であることから、「自己保存権」そして「自衛権」の観念もここでは承認されなければならない。ⁱ¹⁶³

注58 ここで論じられている事柄は、通常考えられる様な国家主権と国際法が対立関係にあるという思考とは異なる発想に基づいている。(この通説的解釈の典型として、次の文献を挙げておく。M. W. Janis, "Sovereignty and International Law: Hobbes and Grotius", in R. St. J. Macdonald (ed.), *Essays in Honour of Wang Tieya* (Dordrecht, Boston, London, 1993), pp.391-400.) 国家主権と国際法のバランスではなく、前者の中に既に国際法の定立及び遵守への契機が存在していると筆者は考えている。

注59 *Leviathan*, 223.

注60 利益の相互性については、次の文献を見よ。Hoffmann, *op. cit.*, p.61.

注61 ホッブズにおける平和志向に関しては、D. W. Hanson, "Thomas Hobbes's 'Highway to Peace'", *International Organization*, vol.38 (1984), pp.329-54.

注62 この様な見解を示す論者としてはヌスバウムがある。See, Nussbaum, *op. cit.*, pp.144-6. 勿論、これは戦争を前提としているだけに、この「平等」は "might is right" としての性格が強く、法的観念としては弱いことは認識されねばならない。Kooijmans, *op. cit.*, p.74

注63 これに関連して、遂行され得る戦争は「自衛戦争」に限定されることになる。Warrender, *op. cit.*, p.307. 更に、「平和と防衛」の達成のための手段は全て主権者の手にあるとするホッブズの前提からすれば、その目的達成のために国内で実施される施策に対して、他国家は介入し得なくなるであろう。そこには「国内管轄事項不干渉原則」が成立するとも考えられる。(Vincent, *op. cit.*, p.95.) また、ホッブズの国家論を、全体の合意に基づき、その違反者に制裁を課しまた平和を乱す行為を自己抑制するものと理解し、「今日の国際社会や国際連合における集団安全保障の思想的先駆をなす理論」(田中浩『ホッブズ研究序説』(御茶の水書房、1982年) 147-8頁。)と捉える立場もある。これもまたホッブズの理論が内包する近代国際法の個別的規範形成への寄与という面から評価されよう。

また、既に述べた様に、自然状態にある国家間関係においては、戦争に関する規範が生成し易いと考えられる。しかし、それに止まらず、更なる規範も生成するであろう。即ち、各主権者に自己保存と共に「人民の安全の獲得」が課される以上、国家は永遠の戦争状態からの脱却を企図せねばならず、それを現実のものとするための国家相互間での交渉や紛争処理を可能とするための個別的規範が必要となるからである。斯かる規範としては、使節の不可侵、条約の締結とその効力の承認、紛争の仲裁付託と仲裁判決の効力承認等々が含まれるであろう。

以上に挙げられた個別的規範が近代国際法学における実定法の範疇外にあるとすることは困難であろう。これらの規範が実定国際法として認識されていることは単なる歴史的偶然ではないかもしれないが、ましてこれらの何れについてもホッブズが直接論じているわけではない。しかし、ホッブズの国家・政治・法理論が、その論理的帰結として、近代国際法上の実定法規範へと繋がり得ることは理解されるのである。

むすびにがえて ホッブズの理論と近代国際法学の関連

本稿を閉じるに当たり、何故ホッブズの理論からの論理的帰結が近代国際法上の実定法規範へと繋がることになるのかについて、更に彼の理論を二つの観点から論ずることにより、考察することとしたい。その一つは近代国際法の理論的前提に関わり、他は近代国際法の認識と更にそこから国際法学の方法論の発展に関わるものである。

近代国際法の理論的前提とホッブズとの関わりは次の様に考えられる。近代国際法を近代的主権国家間の関係を律する規範として認識するならば、その成立と維持には、複数の主権国家の成立とその並存状態を維持する一種の制度的保証の存在が必要とされる。ホッブズの理論は「リヴァイアサン」から「超リヴァイアサン」へは進まないであろうという見通しを内包していた。¹⁶⁴各国家の脆弱性が異なりながらも何れにしる一瞬にして一国が「死滅」することはないという現実認識は、国家間関係を「自然状態」であるとしながらも、それは人間

注64 勿論、上に述べた「自然権行使の自己矛盾」に基づく自然法発生の可能性との関連で考えれば、(そして主権者に十全の理性を期待できないとすれば)当然に自然法規範の実効性を担保する何らかの制度なり機関なりを形成しようとする論理的可能性は存在する。しかし、それが「超リヴァイアサン」の如き超国家的存在になるものとは、IIで述べた諸点を理由として考えられない。

対人間の「自然状態」とは異なるものであるとの認識へと彼を導いたであろう。この点は更に、ホブズが構想する国家では、各人の「自己保存権」に由来する制約が主権者に課せられていることから指摘される。即ち、これにより主権者が戦争を遂行しようという意思はかなり制約され、戦争による征服の繰り返しという様な事態が回避され、結果的には諸国家の並存状態が維持されるのである。

更に、この点との関連において、ホブズが「国家」を「リヴァイアサン」或いは「可死の神」として人格化して捉えたことも挙げねばならない。国家を人格化することは、思弁的・哲学的方法であれ、実定法的・実証主義的方法であれ、近代国際法認識に共通する前提である。同時にそれは、国際法の歴史において、近代以前の諸理論が包含していた個人や封建的「中間団体」とは別個の、独立した「近代国家」のみを法主体とする理論構築の端緒となる。ⁱⁱ⁶⁵即ち、人格化された（しかも神学的基礎から解放された）国家に関する理論構築なくして、近代国際法理論も成立し得なかったのである。

近代国際法学の方法論との関連については、ホブズが国際法を自然法として理解した点に着目すべきであると思われる。この理解は、国際法の認識論の歴史的系譜の中でのホブズ再評価の可能性を示している。ⁱⁱ⁶⁶また、原子論的な自然状態からの自然法の構想が、自然法の神学的基礎からの脱却（自然法の世俗化）を押し進めたことも重要である。ⁱⁱ⁶⁷更に、これらの点を方法論の問題として論ずるならば、ホブズの理論がブーフエンドルフに代表される近代的な「自然法学派」の出発点となったことを意味しよう。ⁱⁱ⁶⁸また、個人間の自然状態と国家間のそれとの相違の認識が「国内法と原理的に異なる国際法」という観念の形成を容易にしたとも考えられる。ⁱⁱ⁶⁹これにより、ホブズの認識が国際法と国内法の関係における「二元論」を巡る議論の中で大きな意義を持つことになるであろう。

注65 C. Schmitt, *Der Nomos der Erde im Völkerrecht des Jus Publicum Europaeum* (Berlin, 1950), S.118-9.

注66 更に、国家平等・国内管轄事項不干渉といった近代国際法の主要原則がヴァattel等の理論においても見い出されるが、その起源をホブズにまで求め、両者の理論を接合し得ることも指摘されねばならない。

注67 フェアドロスは、「自然法」=「理性法」というロック・ルソー・カントに共通する発想（理性的自然法論）をホブズにも認める。Verdross, *a.a.O.*, S.115.

注68 Grewe, *a.a.O.*, S.408-11. この点についてルーロフセンは、やや慎重にブーフエンドルフの自然法及び国際法理論へのホブズの影響として論じているが、ホブズに対する評価自体は高い。Roelofsen, *op. cit.*, p.104-6. また、フェアドロスは、国際法における理性的自然法論の系譜の中で、ホブズはブーフエンドルフの先駆者である点を強調する。Verdross, *a.a.O.*, S.115.

注69 ホブズが国内「法」を実定法に限定したことから、彼を法実証主義者とするのが可能である一方、他方では、彼が国際法を（世俗化された）「自然法」としていることから、彼を「自然法学派」に含めることもまた可能である。この様に、ホブズには後世の法実証主義と自然法主義という全く異なる方向性が混在しているのである。この点に関しては、三島、前掲書、230-1頁を見よ。

以上の諸点から、ホッブズの国家・政治・法理論は、人格化された近代主権国家の併存状況の維持という近代国際法の存在条件の提供と近代国際法学の認識論・方法論の発達という両面で重要性を有すると考えられる。その様な前提があるからこそ、彼の理論が近代国際法の個別の実定法規範へも繋がり得るのであろう。そして、それは当然のことながら、国際法史研究において受容されてきた「国際法の否定者」というホッブズに対する評価が正当なものではないことを意味するのである。